

羽栗考：萬葉集三六四〇番歌の作者

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1981-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1628

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



羽 栗 考

——萬葉集三六四〇番歌の作者——

川 上 富 吉

一

万葉集卷第十五の前半を占める「天平八年丙子夏六月、使を新羅国に遣はしし時に、使人らの、各々別を悲しびて贈答し、また海路の上にして旅を慟み思を陳べて作る歌。所に当りて誦詠する古歌を并せたり。一百四十五首」(三五七八〜三七二二)中、「熊毛くまけの浦に舟泊りする夜に作る歌四首」(三六四〇〜三六四三)の第一首に、

都辺に行かむ舟もが刈り薦こもの乱れて思ふこと告げ遣らむ (15三六四〇)

右の一首、羽栗

とある作者の「羽栗」なる人物について考察してみよう。

羽栗は、現行最新の全注釈書である『日本古典文学全集 萬葉集』(昭50年10月)の「付録(人名一覽)」に、

羽栗はくりのつばさ翼つばさまたは翔かかひるの兄弟のうちいずれかをさすか。両人は羽栗吉麻呂よしまろの子。靈龜二七二〇年、吉麻呂が阿倍仲麻呂あべのなかまろの従

羽栗考

一

者として入唐した時、唐女を娶つて生ませた子供で、天平六(七四)年父に従つて帰国した。翼はその時十六歳。聰明の聞え高く、いったん出家したが、朝廷はその才を惜しんで還俗させた。宝龜七(七六)年臣姓を賜わり、翌年准判官として入唐した。そのほか内藥正兼侍医となり、丹波介・左京亮などを勤め、延暦十七(七九)年正五位下で没。八十歳。その弟翔は天平宝字五(七六)年藤原河清(清河)の帰国を要請するために遣わされて入唐したが、そのまま帰らなかつた。天平八年遣新羅使人の一行中に見える羽栗が翼だとすると、その時十八歳で、帰国後わずか二年では日本語にさほど習熟していたとは思われないことから、三四の作者に擬することに多少疑問がある。それは弟の翔についても同様であり、あるいは父の吉麻呂とすべきかとも思うが、決定はできない。

とあつて、羽栗吉麻呂とその二人の子、翼、翔の三人が候補となつているが、いずれにも決定しかねているのが現状である。その点をいささか研究史的に検討してみようと思う。

二

「羽栗」なる人物について最初に言及したのは契沖で、その『萬葉代匠記初稿本』に、

右一首羽栗廢帝紀云。寶字五年十一月癸未授下迎_下清河_下使外從五位下高元度從五位上_上。其錄事羽栗翔_下者留_下清河所_下而不_下歸。この人によ、又略して氏のみをかけるか名の脱たる歟

とし、『精撰本』でも、

右一首羽栗 名ノ落タルカ。廢帝紀云。寶字五年十一月癸未、授下迎_下清河_下使外從五位下高元度從五位上_上。其錄事羽栗_下者留_下清河所_下而不_下歸。若此翔_下ニヤ

として、いずれも「翔」を比定している。その門弟の海北若沖は『萬葉集作主履歴』（刈谷図書館蔵本）に、

羽栗 和名鈔山城国久世郡羽栗

尾張葉栗郡葉栗

姓氏錄左皇葉栗

和安倍朝臣大舍朝臣孝照天皇皇子天孫彥國押人命

同祖彥姥津命三世孫建穴命之後也

同石葉栗小野朝臣大春日朝臣同祖彥姥津命

同祖彥國曾命之後也

○宝字五年十一月癸未授迎藤原河清使外從五位下高元度從五位上其録事羽栗翔者留河清所而不歸

○宝龜六年八月庚寅授遣唐録事正七位上羽栗翼外新五位下爲准判官 ○同七年三月癸巳大外記羽栗翼爲兼勅旨大

亟 ○同八月癸亥山背国乙訓郡人外從五位下羽栗翼賜姓臣 ○同十年四月丁酉授羽栗翼從五位下 ○天應元

年六月壬子遣勅旨大亟羽栗翼於難波令練朴消 ○延暦元年二月庚申爲丹波介 同四年八月丙子從五位上

○同五年七月壬寅爲内藥正兼侍醫 ○同七月己巳爲左京亮如故 ○同八年二月癸未爲兼内藏助 ○同九年二月甲

午正五位下

として、契沖が翔一人のみを挙げたのにたいして、翼の記録をも列挙しているが、その二人の関係についてはいささかも言及してないのである。以後、多くの万葉注釈書は、契沖に従い、若沖のものを見なかつたのか、翔のみを挙げている。

荷田信名は『萬葉童蒙抄』に、

羽栗はぐりは人の名なるべし。傳不知。但し廢帝紀天平寶字五年十一月〔癸未、授迎清河〕使外從五位下高元度從五位上と其録事羽栗翔者留清河所而不歸云々。此翔が事歟。氏計りを擧げたる歟

として、契沖同様、翔を比定している。若沖の『万葉集作主履歴』の存在を知らなかつたものと思われる。次いで、橋千

蔭は『萬葉集略解』に、

四

續紀、寶字五年羽栗翔ハシと言ふ人見ゆ。是れにや。名脱ちたるか。

として、これもまた契沖同様、翔として翼には言及していない。次に、鹿持雅澄は『萬葉集古義』及び『萬葉集人物傳』に、

契沖、羽栗翔にや、略きて氏のみをかけるか、又は名の脱たる歟、と云り、翔ハシは、續紀に、寶字五年十一月癸未、授下迎レ藤原清河、使外從五位上高元度從五位上、其錄事羽栗翔者、留テ清河所、而不歸、寶龜六年八月庚寅、授下遣唐錄事正七位上羽栗翼外從五位下、爲二准判官、七年三月癸巳、大外記外從五位下羽栗翼爲二兼勅旨大丞、八月癸亥、山背國乙訓郡人外從五位下羽栗翔賜二姓臣、天應元年六月壬子、遣テ從五位下勅旨大丞羽栗臣翼於難波、令レ練二朴消、延曆元年二月庚申、爲二丹波介、四年八月丙子、授下從五位上、五年七月壬寅、從正五位下上羽栗臣翼、爲二內藥正兼侍醫、七年三月己巳、從五位上栗羽臣翼爲二左京亮、內藥正侍醫如故、八年二月癸未、葉栗臣翼爲二兼內藏助、九年二月甲午、授下正五位下、と見えたり、

として、契沖同様、翔説のようであり、若沖に做ったのか不明であるが、統日本紀の、翔と翼の兩人の記録を挙げていて、いずれとも判定していないのはすつきりしない。なお、雅澄は頭註に、

百人一首一夕話、初安倍仲磨入唐の節、僕人としてわたりたる羽栗吉満といふものあり、仲磨に從て唐に在る間に、

唐女を娶りて一子を生り、其名を翼といひしが、天平五年、廣成歸朝の節、仲麿にいとまをこひ、一子翼を伴ひて、日本に歸りぬ、此翼といふもの、生質聰明にて、歸朝の後出家して、學業殊に長ずるよし、朝廷に聞えければ、還俗せしめて、正二位を授けられ、桓武帝の延暦十年まで、存命せしとぞ、此説不知_レ所據、恐妄説。

と尾崎雅嘉（一七五五—一八二七）の『百人一首一夕話』（天保三年（一八三二）の遣唐留學生の安倍仲麻呂の僱人であつた羽栗吉麻呂を紹介しながらも「此説、抛る所を知らず、恐らく妄説」としたのは早計であつた。

尾崎雅嘉の『百人一首一夕話』は、百人一首の参考書目の中で異色あるものとして広く愛読され、「歴史物語類を中心に、一々典拠を挙げて博く諸書を参酌し、穩健中正な叙述を試みたところは、著者の面目を遺憾なく伝えるもの」（岩波文庫本『百人一首一夕話』解説。古川久）と評価の高いものであるが、

初め仲麿_{ちゆうまろ}入唐_{にゅうたう}の節供人として渡りたる、羽栗吉滿_{はくりのよしまた}といふ者あり。仲麿に従ひて唐にある間に、唐女をめとりて一子を生めり。その名を翼_{よく}といひしが、天平五年廣成歸朝の後出家して學業ことに長ずる由朝廷に聞こえければ、還俗せしめて正二位を授けられ桓武帝の延暦十年まで存命せしとぞ。

とあつて、その典拠は示されていない。そこで、雅澄はよく調査もせず妄説としてしりぞけてしまったのであろうが、その責は重い。以後の万葉学者は契沖・雅澄の説を承けて翔説を主として、翔・翼を同一人物視しているものも多いが、そうした中で、日本史学界においては、管見によれば、杉本直治郎の『阿倍仲麻呂傳研究』（昭和十五年12月）において、

仲麻呂と關係あるものでは、『類聚國史』（卷一八七）佛道部還俗僧の條に、

「桓武天皇延暦十七年五月丙午。正五位下羽栗臣翼卒。……父吉麻呂。靈龜二年(一三七六)。以學生阿倍仲麻呂儻人入唐。娶唐女。生翼及翔。翼年十六。天平六年(一三九四)。隨父歸國。以聰見見稱。多所通涉。出家爲僧。未幾學業優長。朝廷惜其才而還俗。特賜度二人。」

と見える。これは、『續日本紀』(卷一一)によると、天平六年十一月丁丑、多祢嶋に來着した、入唐大使多治比真人廣成に隨つて、留學生吉備眞備・僧玄昉等と共に、歸朝したのである。

と、その典拠である『類聚国史』仏道部還俗僧の条文を挙げてゐるし、また、佐伯有清の『新撰姓氏録の研究・研究篇』(昭和38年4月)附篇の「日本古代氏姓の諸問題」の第三で、

羽栗臣翼、翔兄弟の場合のごとき、彼らの父吉麻呂が阿倍朝臣仲麻呂にしたがい入唐、唐女を娶つてその間にできたものである

として、注に「類聚国史卷一八七、仏道、還俗僧條参照。」とその典拠を明示している。この間、板橋倫行は「登州開元寺壁画に名を留めた万葉歌人」(「双鱼」第五冊、昭和27年6月)で、

この羽栗が統紀に見える羽栗翔であろうとは、万葉注解者のつとに指摘しているところである。

とし、さらに「翼はおそらく翔の子弟であろうか。」としたが、後に『万葉集の詩と真実』(昭和36年5月刊)では、この稿に「追記」して、福山敏男博士からの示教によるとして、

翔と翼の関係は類聚国史卷百八十七仏道部の延暦十七年五月羽栗翼の伝によって父吉麻呂が唐女を娶って生ませた兄弟であることが判った。

と訂正したが、依然、作者については、「万葉注解者のつとに指摘していること」で翔に従っているのである。

なお、史学界の業績として『日本古代人名辞典』第五卷（昭和41年3月刊）に、

【羽栗名冬】天平八・六使を新羅につかわされた時、使人らが海路の途中でよんだ歌百四十五首があり、その中、周防国の熊毛浦に船泊した夜作った歌四首の左註に、「右の一首は羽栗」とあるのがみえる（万葉十五364）。代匠記は、統紀の宝字五・十一迎藤原河清使高元度、録事羽栗翔とあるのをひいて、「この人によ」とし、「略して氏のみをかけたるか、名の脱たる歟」とする。しかし、このころの遺唐使の関係には、羽栗吉麻呂、同翼、同翔があり、いずれとも決定しがたい。

として、さらに、吉麻呂について、

【羽栗臣吉麻呂】翼、翔の父。靈龜二、学生阿倍仲麻呂の倭人として入唐し、唐女を娶り、翼、翔の二男を生み、天平六、帰朝した（類史百八十七仏道部十四）。

とし、翼について、

【羽栗臣翼】 吉麻呂の男。翔の兄。山背国乙訓郡の人。葉栗臣にもつくる（統紀延暦八・二条）。また、臣姓は宝龜七・八に賜わり、それ以前はカバネがない。靈龜一、父の吉麻呂が学生阿倍仲麻呂の僱人として入唐し、唐女を娶り、翼と翔を生んだが、天平六、年十六の時、父にしたがって帰国し、聰穎をもって称せられ、通渉するところが多かった。出家して僧となり、未だ幾くもなくして、学業優長し、朝廷はその才を惜しみ、還俗せしめ、とくに度二人を賜わった（類史百八十七）。宝龜六・八正七上より外従五下に敘せられ、遺唐録事より准判官に昇任された。同七・三大外記、外従五下で、勅旨大丞を兼ね、同七・八姓臣を賜わった。時に山背国乙訓郡人とみえる。同八・六遣唐副使小野石根らと入唐し、同八・七揚州海陵県に至ったらしいが、神護二・七条によれば、このとき、わが国の丹波国天田郡華浪山より、昆解宮成のえた白鑄を唐にもたらし、揚州の鑄工に示し、その鈍隱であることを明らかにしたという。宝龜九・十条によれば、同九・正、小野石根らと長安城にいたって礼見し、同九・三辞見をおえ、同九・九帰路につき、肥前松浦郡橘浦に帰着した。この時、准判官とある。同十・四従五下に叙せられた（統紀）。さらに貞観三・六条によれば、遺唐録事従五下内薬正とあり、宝龜十一、唐よりもたらした宝応五紀曆経を貢し、奏上して、唐はいまだ大衍曆を停めて、唯この経を用うとのべ、そのため、天応元、勅してこの経により曆をつくらせたが、習字の人なく、業を伝えることができず、やはり大衍曆経を用いたとある（三代実録、三代格十七文書并印事）。天応元・六難波に使い、朴消を練った。時に勅旨大丞。延暦元・二丹波介となり、同四・八従五上に叙せられ、同五・七内薬正兼侍医に任ぜられた。時に正五下とあるのは誤りであろう。同七・三左京亮となり、内薬正、侍医は故のごとく、同八・二内薬正侍医、従五上として、内蔵助をかねた（統紀）。また、同八・六にも、内薬正兼侍医で、勅旨所の助とみえ（平安379）、同九・二正五下に叙せられたが（統紀）、同十七・五卒した。時に正五下（類史百八十七）。

とし、翔について、

【羽栗臣翔】 吉麻呂の子。翼の弟。靈龜一、父の吉麻呂が、学生阿倍仲麻呂の儼人として入唐した時、唐女を娶り、翼、翔の二男を生み、天平六、父にしたがい帰国したとある（類史百八十七）。宝字五・十一迎藤原河清使高元度を叙する記事に、録事羽栗翔は、河清の所にとどまり帰らないとあるが、これは、宝字三・正、かれが高元度とともに、迎河清使に任ぜられ、同三・二高麗大使楊承慶の帰国を送り、かねて唐におもむくため、元度とともに出發しながら、元度のみは、同五・八帰国し、翔は帰国しなかったことをさすのであろう（統紀）。入唐求法巡礼行記の開成五年（承和七年、AD八四〇）三月の条に、円仁が登州開元寺に宿泊したとき、その仏殿西廊外の僧伽和尚堂内の北壁上に、西方淨土などの絵がえがかれ、その仏像の左右に、願主の日本使人の官位姓名が記入されていたのを写しとった記事がある。この中の「録事正六位上羽豊翔」を羽栗翔の誤写とみる説があり、（木宮泰彦『日支交通史』『日華文化交流史』）、最近、このほかにも、「使外従六位下行散位□□度」「録事正六位上建必感」を、それぞれ高元度、建部人上であるとする説がある（佐伯有清「入唐求法巡礼行記にみえる日本国使について」）。

とし、吉麻呂を父として翼・翔は兄弟であるとした。なお、ちなみに、角田文衛『紫式部とその時代』（昭和41年5月）所収の「葉栗臣翼の生涯」は父子三人の伝記を史料を踏まえてよく整理されているが、残念ながら当面の万葉歌の作者については触れていないのである。

さて、その前後の事情はさておき、『古義』に続いて、近代に入ってから、折口信夫は『口訳万葉集』で、「羽栗、某」とし、後に『万葉集辞典』では、

羽栗、翔カハだらうか。翔は光仁天皇の寶龜五年迎藤原河清の録事（遣唐使録事）となり、翌年八月外従五位に叙して其准判官となり、七年三月勅旨大丞に任じ、同八月臣姓を賜り、十年四月従五位下となり、桓武天皇延暦元年二月丹波介

となり、四年八月從五位上に進み、五年七月内藥正兼侍醫となり、七年三月左京亮を兼ね、八年二月内藏頭に遷つて、九年二月正五位下に敘せられた。

として、翔と翼の閏歴を混同しているのである。次に、井上通泰の『万葉集新考』に、

羽栗は氏なり。名のおちたるなり。續紀に羽栗翔、羽栗翼など見えたり

とあって、二人を挙げてはいるがその父の吉麻呂には言及していない。澤瀉久孝・森本治吉共著の『作者類別
年代順萬葉集』では、

寶字の頃遣唐錄事たりし羽栗翔といふ人あり。代匠記に「若此翔ニヤ」と云へり。延暦元年二月丹波介、五年七月内藥正兼侍醫、七年三月左京亮、八年二月兼内藏助などあり。

として、契沖に従つて、翔としながらも、その伝記を翼と混同しているのである。ただし、後に、澤瀉久孝は『萬葉集注釋』で、

代匠記に「名ノ落タルカ。廢帝紀云。寶字五年十一月癸未授_下迎_ル清河_ニ使外從五位下高元度從五位上_上。錄事羽栗翔者留_ニ清河所_ニ而不_レ歸_ラ。若此翔_{カケル}ニヤ」とある。全註釋に「また續日本紀天平神護二年七月の條などに、羽栗の臣翼の名がしばしば出ている。翔と翼と名に縁がある。兄弟か親子か」とある。その人は寶龜六年八月「庚寅（廿九日）授遣唐錄事正七位上羽栗翼外從五位下。爲_ニ准判官_一」とある。板橋倫行氏は圓仁の入唐記に、山東開元寺の壁畫願主とし

て録事正六位上羽豐翔の名を見た記事のある事を指摘されてゐる。私注には兩人が「同一人であるかも知れぬ」とあるが、位階の相違によって別人である事がわかる。

として、契沖に従い翔とみているようであるが、翼にもふれて、その兄弟・親子関係を想定して、二人は別人であるとし、森本治吉編『万葉の世界』（昭和43年12月）では、

天平八年（736）六月の遣新羅使の一行の一人。名が欠けている。が、靈龜二年（671）学生阿倍仲麻呂の倅人として入唐し、唐女を娶り、天平六年（734）帰朝した羽栗臣吉麻呂であろう。唐女との間に、翼・翔という二男までなした。これら二男も父である吉麻呂に従い帰朝したが、天平六年翼は年十六であるから、天平八年六月の遣新羅使には若年であるため任命されることはなからうと思うのである。さすれば、羽栗は、やはり吉麻呂か。渡唐した経験を買われ、遣新羅使にも任せられたものと思われる。

として、吉麻呂を推定しているのである。

鴻巣盛廣の『萬葉集全釋』は、

羽栗は誰ともわからない。代匠記に「寶字五年十一月癸未授_下迎_二清河_一使外從五位下高元度從五位上其録事羽栗翔者留_二清河所_一而不_レ歸。この人によ。又略して氏のみをかけるか、名の脱たる歟」とある。この行にも録事として加つてゐたものか。

として、契沖に従い、翔のみを挙げ、翼にはふれていないが、その時の職を録事であったかと推定している。今井邦子は『萬葉集総釈』で、「羽栗は傳未詳。」とし、契沖説を引用紹介しているのみであるから、翔説であろう。窪田空穂の『萬葉集評釋』は、

伝未詳。『代匠記』は、可能の範囲の考証をしている。「羽栗」は、氏である。

としているが、すくなくとも窪田空穂のこの『評釋』以前に、杉本直治郎の『阿倍仲麻呂傳研究』は公刊されていたのであるから、このていどの解説では研究者らしくない。『日本古典全書本、萬葉集』（朝日新聞社刊）の頭注には、「傳未詳」とあって、翔・翼のいづれをも例示していない。

尾崎雅嘉の『百人一首一夕話』を高く評価し、「人々の伝は知らぬ人多かめれば、一夕話によりて、百人の人々の逸話、さては誉ありし物語などをのせたり」という緒言の下に『百人一首講義』（明治27年1月）を著した佐々木信綱の『評釋萬葉集』には、

羽栗 代匠記は、續紀寶字元年十一月の遣唐使藤原清河を迎へる使に録事羽栗翔の名あるをいひ、板橋倫行氏は、圓仁の入唐記に、山東開元寺の壁畫願主として録事正六位上羽豊翔の名を見た記事あるを指摘された。

とあって、契沖の翔説に従った上で、板橋倫行の指摘記事を紹介しているが、父吉麻呂には言及していないし、同じく佐々木信綱編『萬葉集事典』の「人名」の項においても、

傳未詳。代匠記は續紀「天平寶字五年（七六一）十一月癸未、授迎藤原河清使外從五位下高元度從五位上」。其錄

事羽栗翔者留河清所而不歸。」を引いて、「この人にや」とし、板橋氏は、圓仁の入唐記に、山東開元寺の壁畫願主として録事正六位上羽豐翔の名を見た記事あるを指摘された。

とあつて、同様見解である。

土屋文明の『萬葉集私注』は、

作者羽栗は、氏だけを記したと見える。天平寶字五年の紀に見える、藤原清河を迎へる爲に唐に遣はされた使の録事の、羽栗翔といふ者であらうとも言はれて居る。羽栗翔は、寶字五年には、清河の許に留まつて歸らなかつたといふが、後に歸朝したとすれば、寶龜六年紀以後、屢見える羽栗翼と同一人であるかも知れぬ。勿論それは不明ではあるが、翼は後に遣唐使録事となるものであるから、同一人で、翔と翼とを同じに用ゐた如く思はれないこともない。それなら、卷二、(一四五)の「鳥翔成」の訓にも一暗示となるであらう。又延暦九年の紀まで見える翼が、この羽栗であるとしても、八十四五までの長命を考へれば、此の年は三十であるから、録事程度の職には十分堪へ得られよう。又、翔、翼別人としても、その二人が、この羽栗にあてられる可能性はあるわけである。

として、翔、翼同一人説を提唱したが、『類聚国史』の記事を完全に見落している上に、年齢推定の誤算をしているのであるが、『新訂版』(昭和52年5月)に至つて、

作者羽栗は、氏だけを記したと見える。ここの羽栗は翼、翔兄弟の父吉曆であらう。補正稿(一)に詳説した。吉曆は靈龜二年阿倍中曆の従者として入唐、在唐中唐女を妻とし翼翔二人を産ませ、天平六年二兒を携へ歸朝した者である。

とし、吉麻呂説をその「補正稿」(昭和52年10月)で、

一四

羽栗については、日本後記延暦十七年五月二十七日の逸文(類聚國史)が、證文として恰好のものと思はれる。即ち羽栗臣翼卒傳である。

丙午、正五位下羽栗臣翼卒、云々、父吉麻呂、靈龜二年、以學生阿倍朝臣中麻呂餘人入唐、娶唐女生翼及翔、翼年十六、天平六年、隨父歸國、以聰穎見稱、多所通涉、出家爲僧、未幾學業優長、朝廷惜其才而還俗、特賜度二人。

これによると、羽栗翼、羽栗翔は同一人ではなく兄弟と知られる。同じ遣唐使録事に、翔は天平寶字三年に正六位下で、翼は十六年後の寶龜六年に正七位上でなつてゐることだけからすれば翔を兄とすべきかも知れないが、翼は一時僧籍にあり、昇進がおくれたらうとも考へられ、その爲か録事になるとすぐ從五位下に昇つてゐる。とにかく、兄翼ありて弟翔と見るは常識だらう。二人の排行につきはつきりしたことは分らない。その翼は天平六年十六であるから遣新羅使の天平八年には十八であり、翔もそれより上としても二十三は過ぎ得まい。又歸朝早々で遣使に加はるには日本の言語熟達程度もあつて、まづまづ不可能であらう。それに對して父吉麻呂は在唐長く唐女を娶つた程であるから、唐語には熟達と見るべく、新羅と唐との關係の密接なことは、後のものながら圓仁の行記にも明かなので、この遣新羅使人の羽栗は羽栗吉麻呂として、殆ど間然するところがない如くに思はれる。

なほ圓仁の行記開成五年(承和七)三月七日の記事に見える羽栗翔はこの羽栗翔と關係あるべきことは、小野氏の該書研究にも類聚國史を引いて説かれてをり、多分この羽栗翔のことであらう。行記の豊は轉寫の誤か、始めから消えかけてさう讀めたのかと見られるであらう。翔は天平寶字三年藤原清河を迎へる使の録事となつたとみえるが、同五年歸還した使等の敍位の記事に附して、翔は清河の許に留まつて歸らなかつたとある。つまり母の國に落ちついたわけだ。翼は卒傳がある程で續紀にその名と業績を拾ふことが出来る。

と詳説しているが、そこに、『百人一首一夕話』・『萬葉集人物傳』頭注・『阿倍仲麻呂傳研究』や板橋倫行の論考などには言及していない、僅かに、「小野氏の該書研究」という章句があるのみで、これは多分小野勝年著『入唐求法巡礼記の研究』第二卷（昭41年2月）を指すものと思われるが、全く、学問的態度や研究史的配慮に欠けているのに驚くのである。それもさておいて、次いで、武田祐吉の『萬葉集全註釋』には、

羽栗 ハクリ。傳未詳。羽栗という氏の人か。代匠記に、「寶字五年十一月癸未、授_レ迎_ニ清河_一、使外、從五位_上、高元度、從五位_上。其錄事羽栗翔者、留_{リテ}清河許_ニ而不歸_ヲ。この人にや。又略して氏のみをかけるか。名の脱たる歟」とある。また續日本紀天平神護二年七月の條などに、羽栗の臣翼の名がしばしば出ている。翔と翼と名に縁がある。兄弟か親子か。

として、翔と翼の關係に言及して、「兄弟か親子か」とした。『日本古典文学大系、萬葉集』（昭和37年5月）頭注には、伝未詳。天平宝字五年に、藤原清河の迎えに唐に遣わされた一行の録事となり、唐にとどまつた羽栗翔や、宝龜六年に遣唐録事で准判官にされた羽栗翼と同人か、あるいは縁者か。

とし、判断を留保している。櫻井満は『現代語訳 対照万葉集』（昭和50年4月）の人名解説で、

(イ)不明。名を欠くが、靈龜二年（七一一）学生阿倍仲麻呂の僱人として入唐、唐女を娶り、天平六年（七三四）帰朝した羽栗臣吉麻呂か。(ロ)天平八年（七三六）六月の遣新羅使のひとり。吉麻呂は唐女との間に、翼・翔という二男

をなす。これら二男もつれて渡唐した経験を買われ遺新羅使にも任ぜられたものか。

とし、吉麻呂を推定しているが、「羽栗臣、吉麻呂・二男もつれて、渡唐した経験」という傍点部分は失当であろう。後に、桜井満編修『必携万葉集要覧』（昭和51年6月）では、

〔系譜〕 羽栗吉麻呂か。

〔閩歴〕 天平八年（七三六）六月の遺新羅使のひとり。吉麻呂ならば靈龜二年（七一六）学生阿倍仲麻呂の倅人として入唐、唐女を娶り、翼・翔という二男をもうく。天平六年（七三四）帰朝。この渡唐の経験を買われ、遺新羅使にも任ぜられたものか。

と修正している。久松潜一監修『萬葉集講座』別巻の『萬葉集事典』（昭和50年10月。有精堂）には、「代匠記は翔とし、全註釈は翼をあげる」として、吉麻呂には言及していない。この間、中西進は、「長安の憶良」（成城大学記念論文集）昭和40・3、後『万葉史の研究』昭43・7所収）において、

第十次の大使清河も勝宝五年六月の帰航に失敗した後は遂に帰らず、その混血の娘喜娘のみを日本に遺している。その清河の許に留って遂に帰らなかった人に羽栗翔がいる。翔は天平八年の遺新羅使の一員として万葉集（15364〇）にも望郷の歌一首をとどめているが、第十一次の録事として渡唐、登州開元寺に西方浄土、補陀落浄土の壁画を描いた。それを発見したのは、ほぼ百年後、承和七年（開成五年）三月七日に第十七次の一行によってである。そしてこの劇的な挿話の主人公翔は羽栗吉麿の子で、母は唐女、混血児であった。

として、吉麻呂の子の翔としているが、その父子関係を示す文献の明示をしていないし、なお、「補陀落浄土の壁画を描いた」とか、「史書の記すところによれば、万葉の最後の一人は翔である」（『宝亀―万葉の終焉―』国文学11巻13号、昭41年11月。後『万葉史の研究』所収）などとその文献史料を示すことなく断定しているのは、正確な情報を希求している現在の学界における学術論文としてはいかなるものであろうか。

三

以上のごとく、諸家の説を引用紹介によってわかるように、契沖が「翔か」としたのに盲従し、雅澄が吉麻呂伝を紹介しながらも「妄説」と判じたために、以後の多くの万葉学者が、史学界の業績を参看しようとしなかった、その怠慢さを肝に銘じて今後の研鑽に期待したいと思うが、今、一応、当面歌の作者は、羽栗父子三人の年齢・経歴などからみて、安倍朝臣族とのかかわり（『新撰姓氏録』）から、霊亀二年（七一六）に吉麻呂が遣唐留学生安倍朝臣仲麻呂の倅人となって渡唐し、唐女を娶り、二子（翼・翔）を儲けた後、天平六年（七三四）に帰朝し、まもなく、天平八年（七三六）に遣新羅大使阿倍朝臣継麻呂の倅人となって新羅へ出かけ、途中、この一首を歌ったものと推定しておきたい。羽栗父子三人の詳しい伝記考証は別稿に譲ることにする。